

来て「かがみいし」 住宅取得支援事業補助金

鏡石町では、町外から移住・定住するために、町内で住宅を取得した若者世帯・子育て世帯等へ補助金を交付します。

【補助対象及び要件】（いずれにも該当すること）

- ① 世帯主が40歳未満の婚姻世帯、又は世帯主が40歳未満で中学生以下の子供がいる子育て世帯、同じく父子・母子世帯
- ② 町外から転入した若者世帯（転入日から住宅に入居した日までの期間が1年未満かつ転入日前3年において町内に住所を有していなかった世帯）
- ③ 鏡石町に住民登録され、補助対象住宅に5年以上居住すること
（5年未満の場合は返還措置があります）
- ④ 新築・中古住宅等は、玄関、居室、トイレ、台所、浴室を備える一戸建て住宅で、居住用部分面積が55㎡以上であること
- ⑤ 平成31年4月1日以降の住宅取得に係る契約であること
- ⑥ 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記完了日（増改築は工事の完了日）から起算して6ヶ月以内に必要書類を添えて補助金交付申請すること
- ⑦ 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ⑧ その他補助金交付要綱に適合すること



【補助金の額】

補助対象経費の2分の1又は下表により算出した額のいずれか低い額

建物区分	基本額 (単位：万円)	加算額(単位：万円)		
		子育て世帯	二・三世代 同居・近居	町内業者で建築 又は増改築
新築住宅取得	20	10	10	10
中古住宅取得 (賃貸除く)	10	10	10	10
2親等以内の親族 が居住中の物件で、 増改築後に同居する 転入世帯	10	10	—	10

※県外からの転入者は、福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の対象となりますので、最大で70万円の補助が加算されます。（2親等以内の親族が居住中の物件で増改築の場合は対象外）

〈来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助制度のお問い合わせ〉

鏡石町役場 総務課 まちづくり調整グループ（〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地）
電話：0248-62-2117 FAX：0248-62-6553 メールアドレス：somu@town.kagamiishi.lg.jp

来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金フロー図

